

第 号	相 続 人 代 表 者 指 定 届			
令和 元 年 5 月 1 日				
穴水町長 様				
相続人 穴水 太郎 ㊞				
被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。				
被 相 続 人	フリ 氏 (名 称)	アナミズ タロウ 穴水 太郎		
	死亡時の 住(居)所	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地		
	死亡年月日	平成 31年 4月30日		
相 続 人 代 表 者	フリ 氏 (名 称)	アナミズ ハナ子 穴水 花子	被相続人 との続柄	子
	生年月日	昭和 40年 1月 1日		
	住(居)所 (所在地)	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地		
	連絡先	(0768) 52-3630		
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)	相 続 分
	穴水 ハナ	妻	穴水町字川島ラの174番地	1/2
	穴水 花子	子	〃	1/4
	穴水 次郎	子	金沢市鞍月〇〇	1/4
摘 要				

なお、この届出は所有権移転(相続登記)が完了するまでの間の相続人代表者を決めていただくものであり、相続する所有権を決めるものではありません。